挙区間の最大較差」というときは，この選挙人数の最大較差をいう。）が6.59倍に達した後，平成６年改正における７選挙区の定数を８増８減する措置により，平成２年10月実施の国勢調査結果による人口に基づく選挙区間の最大較差は4.81倍に縮小し，いわゆる逆転現象（人口又は選挙人数において少ない選挙区が多い選挙区よりも多くの議員定数を配分されている状態）は消滅した。その後，平成12年改正における３選挙区の定数を６減する措置により，平成６年改正後に再び生じたいわゆる逆転現象は消滅し，また，この措置及び平成18年法律第52号による公職選挙法の改正（以下「平成18年改正」という。）における４選挙区の定数を４増４減する措置の前後を通じて，平成13年から同19年までに施行された各通常選挙当時の選挙区間の最大較差は５倍前後で推移した。

しかるところ，当裁判所大法廷は，定数配分規定の合憲性に関し，最高裁昭和54年（行ツ）第65号同58年４月27日大法廷判決・民集37巻３号345頁において後記３の基本的な判断枠組みを示した後，選挙区間の最大較差が6.59倍に達した平成４年選挙について，違憲の問題が生ずる程度の投票価値の著しい不平等状態が生じていた旨判示したが（最高裁平成６年（行ツ）第59号同８年９月11日大法廷判決・民集50巻８号2283頁），平成６年改正後の定数配分規定の下で施行された２回の通常選挙については，上掲最高裁昭和58年４月27日大法廷判決（以下「昭和58年大法廷判決」という。）において昭和52年に施行された通常選挙（以下「昭和52年選挙」という。）について判示したところと同様に，上記の状態に至っていたとはいえない旨判示した（最高裁平成９年（行ツ）第104号同10年９月２日大法廷判決・民集52巻６号1373頁，最高裁平成11年（行ツ）第241号同12年９月６日大法廷判決・民集54巻７号1997頁）。その後，平成12年改正後の定数配分規定の下で施行された２回の通常選挙及び平成18年改正後の定数配分規定（以下，平成24年法律第94号による改正前のものを「本件旧定数配分規定」という。）の下で平成19年に施行された通常選挙（以下「平成19年選挙」という。）のいずれについても，当裁判所大法廷は，上記の状態に至っていたか否かにつき明示的に判示することなく，結論において当該各定数配分規定が憲法に違反するに至っていたとはいえない旨の判断を示した（最高裁平成15年（行ツ）第24号同16年１月14日大法廷判決・民集58巻１号56頁，最高裁平成17年（行ツ）第247号同18年10月４日大法廷判決・民集60巻８号2696頁，最高裁平成20年（行ツ）第209号同21年９月30日大法廷判決・民集63巻７号1520頁）。ただし，上掲最高裁平成18年10月４日大法廷判決においては，投票価値の平等の重要性を考慮すると投票価値の不平等の是正について国会における不断の努力が望まれる旨の，上掲最高裁平成21年９月30日大法廷判決（以下「平成21年大法廷判決」という。）においては，当時の較差が投票価値の平等という観点からはなお大きな不平等が存する状態であって，選挙区間における投票価値の較差の縮小を図ることが求められる状況にあり，最大較差の大幅な縮小を図るためには現行の選挙制度の仕組み自体の見直しが必要となる旨の指摘がそれぞれされた。

⑶　上掲最高裁平成16年１月14日大法廷判決を受けて同年12月１日に参議院議長の諮問機関である参議院改革協議会の下に設けられた選挙制度に係る専門委員会が，各種の是正案を検討した上で同17年10月に同協議会に提出した報告書では，現行の選挙制度の仕組みを維持する限り，各選挙区の定数を振り替える措置により較差の是正を図ったとしても，較差を４倍以内に抑えることは相当の困難がある旨の意見が示された。また，平成18年改正により同報告書の提案に係る前記４増４減の措置が採られた後，平成20年６月に改めて参議院改革協議会の下に設置された専門委員会においては，同22年５月までの協議を経て，同25年に施行される通常選挙に向けて選挙制度の見直しの検討を開始することとされ，同23年中の公職選挙法の改正法案の提出を目途とする旨の工程表が示されたものの，具体的な較差の是正が見送られた結果，同22年７月11日，選挙区間の最大較差が5.00倍に拡大した状況において，本件旧定数配分規定の下で２回目となる通常選挙が施行された（以下「平成22年選挙」という。）。

平成22年選挙後，平成21年大法廷判決の指摘を踏まえた選挙制度の仕組みの見直しを含む制度改革に向けた検討のため，参議院に選挙制度の改革に関する検討会が発足し，その会議において参議院議長から上記改革の検討の基礎となる案が提案され，平成23年以降，各政党からも様々な改正案が発表されるなどしたが，上記改革の方向性に係る各会派の意見は区々に分かれて集約されない状況が続き，同年12月以降の同検討会及びその下に設置された選挙制度協議会における検討を経て，同24年８月に当面の較差の拡大を抑える措置として公職選挙法の一部を改正する法律案が国会に提出された。その内容は，平成25年７月に施行される通常選挙に向けた改正として選挙区選出議員について４選挙区で定数を４増４減するものであり，その附則には，同28年に施行される通常選挙に向けて，選挙制度の抜本的な見直しについて引き続き検討を行い，結論を得るものとする旨の規定が置かれていた（上記４増４減の改正が行われたとしても，同22年10月実施の国勢調査結果による人口に基づく選挙区間の最大較差は，4.75倍であった。）。

このような状況の下で，平成22年選挙につき，最高裁平成23年（行ツ）第51号同24年10月17日大法廷判決・民集66巻10号3357頁は，結論において同選挙当時における本件旧定数配分規定が憲法に違反するに至っていたとはいえないとしたものの，長年にわたる制度及び社会状況の変化を踏まえ，都道府県を各選挙区の単位とする仕組みを維持しながら投票価値の平等の要求に応えていくことはもはや著しく困難な状況に至っていることなどに照らし，違憲の問題が生ずる程度の投票価値の著しい不平等状態が生じていた旨判示するとともに，都道府県を単位として各選挙区の定数を設定する現行の方式をしかるべき形で改めるなど，現行の選挙制度の仕組み自体の見直しを内容とする立法的措置を講じ，できるだけ速やかに違憲の問題が生ずる上記の不平等状態を解消する必要がある旨を指摘した。

⑷　上掲最高裁平成24年10月17日大法廷判決（以下「平成24年大法廷判決」という。）の言渡し後，同年11月16日に上記の公職選挙法の一部を改正する法律案が平成24年法律第94号（以下「平成24年改正法」という。）として成立し，同月26日に施行された（以下，同改正法による改正後の定数配分規定を「本件定数配分規定」という。）。

また，同月以降，選挙制度協議会において平成24年大法廷判決を受けて選挙制度の改革に関する検討が行われ，平成25年６月，選挙制度の改革に関する検討会において，選挙制度協議会の当時の座長から参議院議長及び参議院各会派に対し，平成24年改正法の上記附則の定めに従い，平成28年７月に施行される通常選挙から新選挙制度を適用すべく，平成26年度中に選挙制度の仕組みの見直しを内容とする改革の成案を得た上で，平成27年中の公職選挙法改正の成立を目指して検討を進める旨の工程表が示された。

平成25年７月21日，本件定数配分規定の下での初めての通常選挙として，本件選挙が施行された。本件選挙当時の選挙区間の最大較差は，4.77倍であった。

⑸　本件選挙後の事情についてみると，平成25年９月，参議院において本件選挙後に改めて選挙制度の改革に関する検討会が開かれてその下に選挙制度協議会が設置され，同検討会において，同27年中の公職選挙法改正の成立を目指すことが確認されるとともに，同協議会において，同月以降おおむね月数回ずつ有識者等からの意見や説明の聴取をした上で協議が行われ，同26年４月には選挙制度の仕組みの見直しを内容とする具体的な改正案として座長案が示され，その後に同案の見直し案も示された。これらの案は，基本的には，人口の少ない一定数の選挙区を隣接区と合区してその定数を削減し，人口の多い一定数の選挙区の定数を増やして選挙区間の最大較差を大幅に縮小するというものであるところ，同協議会において，同年５月以降，上記の案や参議院の各会派の提案等をめぐり検討と協議が行われている（上記各会派の提案の中には，上記の案を基礎として合区の範囲等に修正を加える提案のほか，都道府県に代えてより広域の選挙区の単位を新たに創設する提案等が含まれている。）。

３　憲法は，選挙権の内容の平等，換言すれば，議員の選出における各選挙人の投票の有する影響力の平等，すなわち投票価値の平等を要求していると解される。しかしながら，憲法は，国民の利害や意見を公正かつ効果的に国政に反映させるために選挙制度をどのような制度にするかの決定を国会の裁量に委ねているのであるから，投票価値の平等は，選挙制度の仕組みを決定する唯一，絶対の基準となるものではなく，国会が正当に考慮することができる他の政策的目的ないし理由との関連において調和的に実現されるべきものである。それゆえ，国会が具体的に定めたところがその裁量権の行使として合理性を有するものである限り，それによって投票価値の平等が一定の限度で譲歩を求められることになっても，憲法に違反するとはいえない。

憲法が二院制を採用し衆議院と参議院の権限及び議員の任期等に差異を設けている趣旨は，それぞれの議院に特色のある機能を発揮させることによって，国会を公正かつ効果的に国民を代表する機関たらしめようとするところにあると解される。前記２⑴においてみた参議院議員の選挙制度